

## 令和4年度鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会（概要）

- 1 開催日時 令和5年3月10日（金）午後2時から午後3時10分
- 2 開催場所 特別会議室（鳥取県庁・議会棟3階）
- 3 出席委員 田村委員、太田委員、山本委員、谷岡委員、若狭委員（全員出席）
- 4 会議概要

### （1）報告

令和4年度有害図書類に係る調査結果として、事務局による現地調査及び鳥取県青少年健全育成協力員による調査についての報告を行った。

#### ○事務局による現地調査

現地調査日 令和5年1月19日（木）・20日（金）

調査店舗数 書店13店舗、コンビニ6店舗 計19店舗

調査結果 各店舗とも自主規制されており、区分陳列されていた。

条例で青少年への販売が禁止された図書類ではないが、グラビアが含まれる雑誌、レディースコミック等は、区分陳列が行われ、多くは紐掛けやビニール包装等により読めないようになっていた。

#### ○鳥取県青少年健全育成協力員（※）による調査

調査期間 令和4年4月～令和5年3月（調査は随時）

協力員数 49名（東部18名、中部12名、西部19名）

調査内容 有害図書類の販売状況

調査結果 区分陳列されている。有害図書類と思われるものは置かれていない。

（※）鳥取県青少年健全育成協力員（鳥取県青少年健全育成条例・抜粋）

第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより青少年健全育成協力員を置くことができる。

### （2）有害図書類指定審査

有害図書類の審査手順及び指定基準の説明の後、審査対象図書類4冊について、各委員が閲覧・内容確認を行った。

各委員は、閲覧した図書類について意見を述べた後、指定基準に基づいて、有害図書類に指定すべきか否かの投票を行った。

#### [委員の意見要旨]

##### （A委員）

- ・基本的には4冊とも問題ないと思う。
- ・グロテスクな内容や知りたくない情報も記載されているが、知りたくない人は手に取らないと思う。表現の自由のことを考えると、有害図書類に指定しなくても良いと思う。

##### （B委員）

- ・既に社会経験のある年代ならまだしも、青少年の立場から考えると、知らなくても良い情報で、説明もなく一方的に受けてしまうのは、怖いと思う。
- ・私は有害図書類に指定しても良いのではないかと思います。

##### （C委員）

- ・目を覆いたくなるような写真がある。青少年が手にした時に、一方的な情報を与えられるとショックなこともあると思う。受け入れられる基盤があれば良いが、厳しい情報もあると感じた。

##### （D委員）

- ・図書類に記載されている「闇バイト」などの言葉は、普通にニュースで流れている。子どもたちも、ニュースを見てその言葉は知っているので、あえて有害図書類に指定して隠さないといけないものではないと思う。
- ・ショッキングな写真も多々あったが、全体を通して見ると、そればかりにフォーカスしているわけでもないと思った。

##### （E委員）

- ・図書に記載されている言葉は、ニュースで流れているからこそ、逆にその内容を調べてしまうのではない

か。活字で示された言葉に興味を持ち、調べてみるのも18歳から16歳ぐらい。こういった情報により、子どもたちが自分たちの知らないところで何かをしてしまうのではないかと、心配である。

- ・写真については、ショッキングな面もあるが、粗暴性や残虐性を助長するものかという点と違うのではないかと。これらを有害図書に指定して全て見せないとなると、今度は原爆とかそういったものも指定してしまうことになるのではないかと。

## 5 審査結果

有害図書類として指定すべきとの投票の数が出席者（5名）の3分の2の数以下であり、有害図書類として指定を求める図書類はなかった。

有害図書類として指定を求める投票数が出席者の3分の2の数以下であった場合、賛成投票数を附して知事への報告を求めることができるが、その求めはなかった。

|           | 指定すべきとの投票数 |
|-----------|------------|
| 審査対象図書類 1 | 2票         |
| 〃 2       | 2票         |
| 〃 3       | 1票         |
| 〃 4       | 0票         |

※出席者の3分の2を上回る数（4票以上）の場合、知事に指定を求める。